

船舶事故調査報告書

令和2年1月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月19日 13時25分ごろ
発生場所	福岡県北九州市妙見崎北西方沖 妙見崎灯台から真方位323° 6.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 01.1′ 東経130° 36.6′）
事故の概要	漁船第八林栄丸は、南南東進中、プレジャーボートWEST RIVERは、錨泊中、両船が衝突した。 WEST RIVER は、同乗者1人が負傷し、左舷ブルワークの割損等を生じ、また、第八林栄丸は、船首部外板等に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八林栄丸、9.1トン FO2-6240（漁船登録番号）、個人所有 12.99m（Lr）×3.60m×1.13m、FRP ディーゼル機関、330.98kW、平成2年10月1日 第290-50552号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート WEST RIVER、5トン未満 290-41679福岡、個人所有 8.39m（Lr）×2.24m×0.77m、FRP ディーゼル機関、117.70kW、平成5年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年3月30日 免許証交付日 平成30年1月24日 （令和5年3月3日まで有効） B 船長B 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年2月28日 免許証交付日 平成27年7月29日 （令和3年2月27日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 船首部外板及び左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷ブルワークに割損、左舷中央部外板に亀裂、操舵室の屋根及びドア等が脱落
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北～北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5～2.0m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、いか釣り漁を終えて帰港する目的で、平成30年11月19日11時00分ごろ北九州市岩屋漁港に向けて福岡県宗像市沖ノ島^{もなかた}東北東方約14M沖の漁場を出発した。</p> <p>船長Aは、操舵室の中央にある踏み台に腰を掛け、船首側の窓が雨で濡れていたため左舷側の旋回窓のみを作動し、2Mレンジで表示させたレーダー及び目視により見張りを行い、約10ノットの対地速力で真方位約153°の針路として自動操舵により航行していた。</p> <p>船長Aは、漁場を出発した後、ほとんど小型船を認めず、また、ふだん波高が約2mになると妙見埼北西方沖の海域で小型船を見掛けることがなかったので、前路に航行の支障となる他船がないと思った。</p> <p>A船は、妙見埼北西方沖を南南東進中、船長Aが左舷側の旋回窓から船首方至近にB船を認め、主機を中立運転とした直後、13時25分ごろその船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、前部甲板にB船のドアのサッシが落下したのを認め、海上保安庁に本事故の発生を通報した後、B船に接近させ、B船から負傷者がいることを聞いて海上保安庁に連絡した。</p> <p>A船は、巡視艇が来援した後、海上保安庁の指示により福岡県芦屋町芦屋港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人（以下「同乗者B₁」及び「同乗者B₂」という。）を乗せ、釣りをを行う目的で芦屋町のマリーナを出発し、09時00分ごろ妙見埼北西沖の釣り場に到着して水深約50～60mのところのところに錨を船首から投入した。</p> <p>船長Bは、釣果を求めながら付近で移動を繰り返した後、錨泊し、機関を停止して釣りを行っていたところ、風が強くなったので帰港することとし、周囲を見て他船がないことを確認して同乗者B₁及び同乗者B₂と共に釣り道具の片付けを始めた。</p> <p>B船は、船長Bが、後部甲板で下を向いて片付け作業を行っていたとき、叫び声を聞いて左舷方を見たところ、至近にA船を認めたが、何をする間もなく、13時25分ごろA船と衝突した。</p> <p>同乗者B₁は、B船の右舷側にいて、A船を左舷方約10～20mに認めて危険であると思い、後部甲板に移動し、同乗者B₂は、船長Bの近くにいた。</p> <p>B船は、船長BがB船の船舶所有者を経由して海上保安庁に本事故</p>

	<p>の発生を通報し、その後、来援した巡視艇に伴走され、自力で航行して芦屋港に入港した。</p> <p>同乗者B₁は、救急車で病院に搬送され、右膝部打撲傷及び右中指手指挫創と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の船首側の旋回窓、写真3 A船の船首部の損傷状況、写真4 B船、写真5 B船の左舷の損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、レーダーを主に2Mレンジとし、雨が降ったりやんだりする状況であったので、雨雲が映らないようにレーダーの感度を調整し、時折、1.5Mレンジに切り替えて表示していたが、レーダーでB船らしき映像を確認できなかった。</p> <p>A船の船首部には、錨、錨の台、2本のたつ、前部マスト等があり、踏み台に腰を掛けた姿勢では船首方の見通しが悪い状況であった。</p> <p>船長Aは、ふだん、踏み台に立ち上がって操舵室上方の船首側に設けられた窓から及び踏み台に腰を掛けてそれぞれ繰り返し見張りをを行い、船首方が見づらくなりにしていたが、本事故時、波を受けて船体が動揺していたので踏み台に立つと危ないと思い、腰を掛けた姿勢で見張りを続けていた。</p> <p>船長Aは、波を受けて船首が振れるので、船首方が見づらいとは感じなかった。</p> <p>A船の操舵室のガラス窓には、旋回窓が2箇所あり、本事故当時、雨で見えづらいつ感じなかったので右舷側の旋回窓を使用していなかった。</p> <p>船長Bは、ふだん錨泊中にB船に向かって接近している他船を見つけると、機関を用いてB船を移動して他船を避けていたが、片付けを開始する際、周囲に他船が見えなかったので、約5～10分間周囲を見ずに片付け作業を行っていた。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、妙見埼北西方沖において、雨天により見通しが悪い状況下、南南東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、B船に向かう針路で航行を続けたことから、船首方で錨泊中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、漁場を出発した際に小型船を認めなかったこと、波で船首が振れるので船首方が見えづらいつ感じなかったこと、及びこれま</p>

	<p>で波が高いときには本事故発生場所付近の海域で小型船を認めなかったことから、前路に航行に支障となる他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、レーダーを2Mレンジとし、雨雲が映らないように感度を調整していたことから、感度を減衰して使用し、B船の映像が見えづらかったか、又は、B船の映像が映らなかった可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、妙見埼北西方沖で錨泊中、船長Bが、片付けを開始する際、短時間周囲を見たのち、下方を向いて釣り道具を片付けていて、B船の左舷に向かって接近するA船に気付かずに錨泊を続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、妙見埼北西方沖において、雨天により見通しが悪い状況下、A船が南南東進中、B船が錨泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、B船に向かう針路で航行を続け、また、船長Bが、下方を向いて釣り道具を片付けていて、B船の左舷に向かって接近するA船に気付かずに錨泊を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、他船が周囲にいないとは思わず、常時適切な見張りを行うこと。 ・レーダーによる見張りは、他船の映像が映るように感度及び海面反射除去等による調整を行って有効に活用すること。 ・錨泊中に釣り道具の片付けを行っている場合においても、適宜、周囲の適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

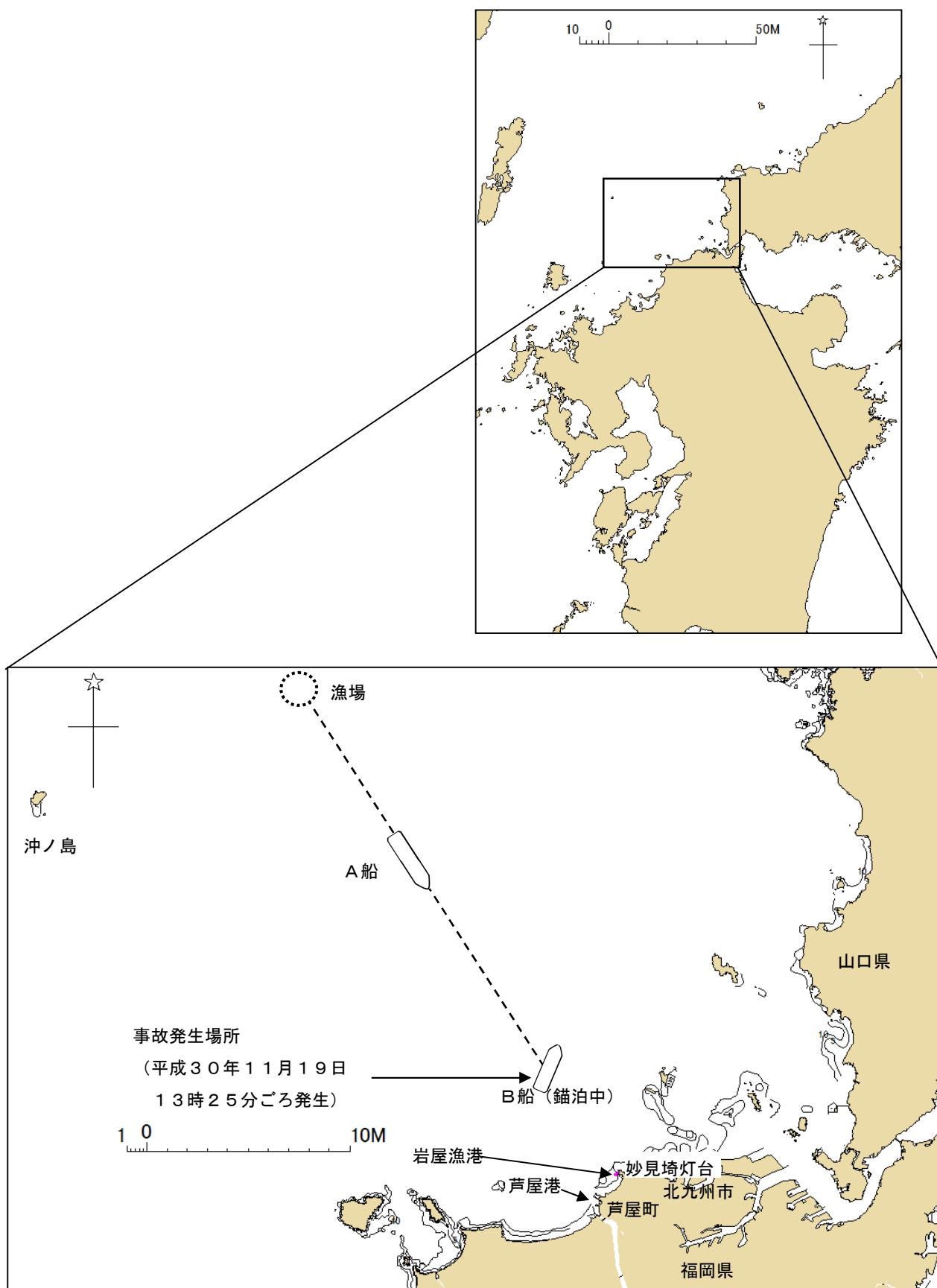


写真1 A船



写真2 A船の船首側の旋回窓



写真3 A船の船首部の損傷状況



写真4 B船



写真5 B船の左舷の損傷状況

